

お客様各位



PSE認証未取得製品の製造・販売に関するお詫びとお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社製品におきましては、下記のとおり電気用品安全法（以下、「同法」といいます。）に違反していた事実が判明しました。そのため、当該製品について同法に基づく是正措置として、認証機関による適合性確認等、安全性の確認を行った結果、皆様のお手元にあります弊社製品の安全性に問題がなく、安心して引き続きご使用いただけますことをお知らせいたします。

弊社が製造事業者としての責務を十分に果たせておりませんでしたことを深くお詫び申し上げますと共に、管理体制の一層の強化に努めてまいります。

記

<対象製品>

2014年11月1日から2024年2月27日までに販売した2製品の内、弊社を同法上の製造事業者としたPSEマークと温度ヒューズの定格動作温度（以下、「PSEマーク」といいます。）の表記を行っていない製品。

1. 製品名：感震コンセント
型番：KC-101
2. 製品名：感震コンセント スリムタイプ
型番：KC-102

ただし弊社にてPSEマークを既に貼付したものを除きます。

<同法に違反した内容>

- ・ 同法第3条に規定する製造事業の届出を行っていなかった。
- ・ 同法第8条第1項に規定する技術基準への適合性について確認していなかった。
- ・ 同法第8条第2項に規定する検査を実施していなかった。

- ・ 同法第9条第1項に規定する適合性試験を行っていなかった。
- ・ 同法第27条第1項に反して当該電気用品を販売していた。
- ・ 電気用品の技術基準の解説 別表第四6（1）ハ（ト）に反して温度ヒューズの取付け部の近傍又は器具の銘板に定格動作温度の表示がされていない製品を製造・販売した

<同法に適合させるために行った是正内容>

- ・ 同法第3条に規定する製造事業の届出を行った。
- ・ 同法第8条第1項に規定する技術基準への適合性について確認した。
- ・ 同法第8条第2項に規定する検査を実施した。
- ・ 同法第9条第1項に規定する適合性試験を行った。
- ・ 電気用品の技術基準の解説 別表第四6（1）ハ（ト）で定められたとおり、製品に使用している温度ヒューズの定格動作温度を表示した。

<PSEマークを表示したステッカーのお申込先>

同法に適合させるために行った是正措置に伴い、対象製品につきましては、PSEマークを表示（以下、「是正措置に伴う表示」といいます。）しなければならないものとなりました。

なお、先に記載しましたように製品そのものの安全性は確認されておりますので、是正措置に伴う表示を行わなくても安全性に影響を及ぼしません。しかし、是正措置に伴う表示をご希望のお客様におかれましては、是正措置に伴う表示内容を印字したステッカーと、当該ステッカーの貼付方法を記載しました資料を弊社からお送りします。お手数をお掛けすることとなり誠に恐縮ではありますが、以下に記載しました申込先まで電話または電子メールにてご連絡いただきたくお願い申し上げます。

【是正措置に伴う表示ステッカーのお申込先】

電話番号： 03-6277-2202

電子メール：[是正措置に伴う表示ステッカー受付窓口](#)（左記青文字で書かれました“是正措置に伴う表示ステッカー受付窓口”をクリックしてください。）

名称： 是正措置に伴う表示ステッカー受付係

受付期間： 月曜日～金曜日（祝日を除く）

9時00分～12時00分／13時00分～17時00分

※ お預かりしました個人情報、是正措置に伴う表示ステッカーの送付に限り使用し、発送が完了しましたら直ちに適切な方法により廃棄させていただきます。

YAMORI